

博士論文 概要書

リスク社会における犯罪不安の研究

——閉ざされた防犯活動と閉ざされた犯罪不安——

A Study of Anxiety of Crime in Risk Society

——Closed Crime Prevention Activities and Closed Anxiety of Crime——

早稲田大学大学院社会科学研究科

地球社会論専攻 社会哲学研究

本柳 亨

問題の所在

本論文は、犯罪不安をめぐる素朴な疑問を出発点としている。なぜ、犯罪不安は発生するのか。本論文では、犯罪不安が発生する要因について考察する。

内閣府の調査が示すように、今日の日本では「治安の悪化」という現状認識がすっかり定着している。ところが、殺人と強姦の認知件数は、犯罪不安が上昇する以前の1990年代前半の認知件数と比較して減少している。また、一般刑法犯の認知件数は、戦後最多の約285万件を記録した2002年以降減少に転じている。さらに、「安全・安心まちづくり」や「生活安全条例」に代表される治安政策の実施、高度なセキュリティシステムで住宅を囲い込む「住宅の要塞化」、個人をデータとして管理する「監視社会化」、地域住民が警察のように活動する「民衆の警察化」など、防犯活動は積極的かつ多様に展開されている。それにもかかわらず、犯罪不安を払拭できないという奇妙な現象が起きている。

われわれは、戦後の混乱期のような「ナイフで刺されるかもしれない」という「目前に迫った犯罪被害」を前提とした犯罪不安からは解放されている。この意味で、今日の犯罪不安は遠くにある。しかし、いつ遭遇するのか見当もつかない「将来の犯罪被害」として潜伏する犯罪不安が、われわれの日常を覆い尽くしている。この意味で、今日の犯罪不安は近くにある。本論文が考察の対象とする犯罪不安は、「遠く」にありながら「近く」にある、今日的な不安である。

本論文の方法と目的

本論文では、犯罪不安が発生する要因を明らかにするために、二つの視角を設定する。

第一の視角は、「不安の構造」に着目した考察である。英米を中心に研究が進められている「fear of crime」が、日本では「犯罪不安」と訳されていることが象徴するように、「犯罪に対する不安」は「犯罪に対する恐怖」と混同された状況にある。しかし、生物学、心理学、哲学の分野では、不安を恐怖と区別して考察している。犯罪不安をめぐる研究でも、不安と恐怖を区別し、不安の構造的特徴を踏まえた考察が必要である。

第二の視角は、根源的な不安を意味する「存在論的不安」に着目した考察である。デンマークの哲学者セーレン・キルケゴールとドイツの哲学者マルティン・ハイデガーによれば、人間が神や死という「象徴（シンボル）」と接触することで、存在論的不安は発生する。ここでの象徴は、自己を位置づける「未知なる第三者」の視点を意味している。こうした象徴を起源とする存在論的不安は、哲学の分野で考察されてきたが、実際にわれわれが直面している「今日的な不安」の問題と絡めて論じられることは少なかった。本論文では、存在論的不安の分析を補助線とすることで、「今日的な不安」である犯罪不安を新たな角度から考察する。

こうした二つの視角から犯罪不安を考察するために、本論文では「リスク（risk）」を分析概念として利用する。

ドイツの社会学者ウルリヒ・ベックによれば、現代社会は、リスクの問題を見過ごすことができない「リスク社会」として位置づけられ、従来のリスクとは異なる「新しいリスク」が発生している。本論文では、この「リスク社会」という社会構造からリスクを把握する手法を用いて、性質が異なる二つのリスク概念を導出する。具体的には、第一のリスクが、犯罪被害の「計算可能性」に焦点を当てたリスクであり、第二のリスクが、犯罪被害の「責任の主体」に焦点を当てたリスクである。これら二つのリスク概念は、防犯活動の二つの側面を考察する過程でそれぞれ導出する。

したがって、本論文の目的は、リスク社会における「リスク」を分析概念として用いて、第一に、「不安の構造」に着目した視角から、第二に、「存在論的不安」に着目した視角から、犯罪不安が発生する要因を明らかにすることである。

本論文の構成と概要

本論文は、六つの章から構成されており、これに序章と結語が加わる。

序章

第一章 治安政策の動向

第一節 「安全・安心まちづくり」の進展

- 1.1 「安全・安心まちづくり」の展開過程
- 1.2 治安政策のハードの側面——「犯罪防止に配慮した環境設計活動」
- 1.3 治安政策のソフトの側面——「地域安全活動」

第二節 「生活安全条例」の制定

- 2.1 治安政策の法的側面——「生活安全条例」
- 2.2 「生活安全条例」の制定された背景
- 2.3 治安政策の問題点

第二章 防犯活動の動向

第一節 防犯活動の合理化

- 1.1 「新しい監視」による管理
- 1.2 計算可能性を前提とした管理

第二節 防犯活動の個人化

- 2.1 日本における福祉国家
- 2.2 福祉国家以後の個人化
- 2.3 防犯活動の合理化と個人化の接点

第三章 防犯活動の合理化とリスク

第一節 合理性を追求する防犯活動

- 1.1 フーコーの三つの権力と管理
- 1.2 「内面介入型」の管理と「内面回避型」の管理

1.3 目的合理的行為としての防犯活動

第二節 予測不可能なリスク

2.1 不確実性に起因するリスク

2.2 リスクの対処法の変遷—「予防」から「警戒」へ

第四章 防犯活動の個人化とリスク

第一節 個人化と個人の自由

1.1 バーリンの自由論に対する批判的考察

1.2 事実上の「自由な自己決定」が抱える問題

第二節 自己の責任に帰せられるリスク

2.1 責任の主体が問われるリスク

2.2 市民参加型社会とネオリベラリズムの共振

2.3 「交換」の原理に基づいた防犯活動

第五章 リスク社会における犯罪不安

第一節 不安に関する学際的考察

1.1 不安の特徴

1.2 存在論的不安の特徴

第二節 犯罪リスクの排除不可能性

2.1 排除不可能な二つの犯罪リスク

2.2 犯罪不安を発生させる条件

第六章 「外部への道」から閉ざされた犯罪不安

第一節 自己充足的に安心を追求する防犯活動

1.1 閉ざされた個人を主体とする防犯活動

1.2 受動的安心の喪失

第二節 内なる象徴である「一般化された他者」の弱体化

2.1 閉ざされた防犯活動

2.2 閉ざされた犯罪不安

結語

本論文の議論の流れを簡単に説明しよう。

序章では、本論文の方法論的枠組みを提示する。先行研究では、個人の「感情的・情動的反応」としての犯罪不安を考察の対象としており、犯罪被害に遭遇する主観的な見積もりを意味する「リスク認知」を指標とする手法が採用されてきた。それに対して本論文では、社会的に構成され、共有される「社会的気分」としての犯罪不安を考察の対象としており、「リスク社会」という社会構造からリスクを把握する手法を採用する。

第一章では、「安全・安心まちづくり」と「生活安全条例」に焦点を絞り、治安政策の特徴をハードの側面、ソフトの側面、法的側面から整理する。治安政策の三つの側面に共通する特徴は、第一に、「犯罪予防」に特化している点であり、第二に、地域住民やNPOを中心とした「市民参加」を重視する点である。治安政策に関する考察は、次章で防犯活動の動向を考察するための基礎作業となる。

第二章では、治安政策の動向を踏まえながら、防犯活動の動向を二つの側面から考察する。防犯活動の第一の側面は、計算可能性を前提に犯罪の可能性を排除する「合理化」であり、第二の側面は、個人が防犯活動の主体となる「個人化」である。防犯活動の合理化と個人化の共通点は、予期せぬものや価値観を異にする「他者」を排除した私的空間を構築しようとする点である。

第三章では、合理性を追求する防犯活動が対象とする犯罪リスクについて分析する。合理性を追求する防犯活動から導出できるのは、「予測不可能なリスク」である。予測不可能な犯罪リスクは、日常と非日常、犯罪者と非犯罪者などを区分する境界が消失した、「不確実性」に起因する。「予測不可能なリスク」は、本論文の第一の分析概念となる。

第四章では、個人化された防犯活動が対象とする犯罪リスクについて分析する。個人化された防犯活動から導出できるのは、「自己の責任に帰せられるリスク」である。防犯活動の主体の一部を担う「市民」が遭遇する犯罪は、たとえ自己の意思決定に起因するものでなくても、「自己の責任に帰せられるリスク」として出現する傾向にある。「自己の責任に帰せられるリスク」は、本論文の第二の分析概念となる。

第五章では、「不安の構造」に着目した視角から、犯罪不安が発生する要因を考察する。リスク社会における防犯活動は、犯罪リスクを排除しようとしても排除することができないという問題に直面している。第五章の目的は、「犯罪リスクを排除することができない」という問題が、犯罪不安を発生させる条件となっていることを明らかにする。

第六章では、「存在論的不安」に着目した視角から、犯罪不安が発生する要因を考察する。ここでは、「安心」を獲得することを目的とした防犯活動が、存在論的不安の起源となる「象徴」を弱体化させ、犯罪不安を刺激していることを明らかにする。

結語では、閉塞状況にある犯罪不安に対して、「外部への道」を創出するための防犯活動と防犯コミュニティを紹介する。ここでは、贈与と返礼に基づいた「互酬」の原理が適度に導入された、結束力の弱い結びつきの重要性を明らかにする。

各章の概要は、以下の通りである。

第一章 治安政策の動向

第一章では、「安全・安心まちづくり」と「生活安全条例」に焦点を絞りながら、日本で展開されている治安政策について考察する。第一章の目的は、次章で防犯活動の動向を考察するための基礎作業として、治安政策の特徴と問題点を明らかにすることである。

警察庁が展開する「安全・安心まちづくり」は、ハード面の施策である「犯罪防止に配慮した環境設計活動」とソフト面の施策である「地域安全活動」に分類できる。

監視カメラの設置に代表される「ハードの側面」に影響を与えているのは、1970年代以降にアメリカで発展した「環境設計による犯罪予防（CPTED）」と呼ばれる理論である。このCPTEDは、建物や道路などの物理的環境の設計により、犯罪が発生することを予防する手法である。「安全・安心」を優先して積極的に導入される監視カメラであるが、「犯罪抑止効果の不明瞭さ」や「プライバシー侵害の恐れ」が問題点として指摘されている。

つぎに、防犯パトロール活動に代表される「ソフトの側面」に影響を与えているのは、1980年代以降からアメリカで試みられている「コミュニティ・ポリシング」と呼ばれる理論である。コミュニティ・ポリシングは、住民と一体となった警察活動により事件が発生することを予防する手法である。「地域安全活動」が浸透することで、防犯活動における市民の担う役割は拡大したが、その一方で、市民の主観的な判断で監視の対象が設定されてしまうという問題点を抱えている。

そして、全国の地方自治体が制定する「生活安全条例」は、治安政策の「法的側面」に分類できる。東京都千代田区の「千代田区生活環境条例」が象徴するように、2000年代に入ると、罰則規定を伴う「生活安全条例」が次々と制定されている。

こうした「生活安全条例」の変化は、刑法の二つの動向を色濃く反映している。第一の動向は、「法益保護の早期化」であり、法益の侵害という結果が発生する以前の行為を処罰の対象とする動きである。第二の動向は、2007年の少年法改正に代表される「厳罰化」である。近年は「防犯」を目的として制定されることが多くなった「生活安全条例」であるが、「歪んだ市民参加の仕組み」や「住民を主体とした監視体制の強化」が問題点として指摘されている。

最後に、第一章の締めくくりとして、治安政策のハード面・ソフト面・法的側面に共通する特徴と問題点を指摘する。三つの側面に共通する特徴は、以下の二つである。第一の特徴は、犯罪要因を事前に排除する「犯罪予防」に特化している点であり、第二の特徴は、地域住民やNPOを中心とした「市民参加」を重視する点である。

しかしながら、監視カメラが監視の対象とし、防犯パトロール活動が排除の対象とし、「生活安全条例」が罰則の対象とするのは、生活スタイルや価値観を異にする「他者」

と認識された人々である。「犯罪予防」と「市民参加」を特徴とする治安政策は、「他者」の排除という共通した問題点を抱えている。第一章では、「他者の排除」が発生しているという問題を指摘するにとどまり、その発生要因については次章で考察する。

第二章 防犯活動の動向

第二章では、治安政策の「犯罪予防」と「市民参加」という二つの特徴を踏まえながら、防犯活動の動向を二つの側面から考察する。第二章の目的は、防犯活動を「合理化」と「個人化」という二つの側面から整理することで、防犯活動が「他者の排除」を生み出す要因を明らかにすることである。

まず、防犯活動の第一の動向は、計算可能性を前提に犯罪の可能性を排除しようとする「合理化」の動きである。防犯活動の合理化は、データベースに基づいた新しい監視を中心とした「監視社会化」を背景としている。

データベースに基づいた新しい監視の特徴は、ある特定の人間とデータを結びつける「身元特定」と、監視対象をグループ分けして管理する「社会的振り分け」である。これらの特徴を持つ新しい監視は、犯罪を確率の問題として対処する「計算可能性」を前提としている。欧米を中心に、逸脱者や不審者の排除を推し進める「排除型社会」が台頭しているが、排除型社会で積極的に採用されているのは、新しい監視に代表される「合理性を追求する防犯活動」である。

こうした合理性を追求する防犯活動は、被害の最小化を目的としているため、「犯罪それ自体」よりも「犯罪の可能性」に関心を寄せ、あらゆる「反社会的行為」を対象とする。たとえば、公園で寝泊まりするホームレスは排除の対象となり、ホームレスを入館禁止にする公共図書館も出現している。「身体の臭い」のような特徴を持つホームレスは、ただそれだけの理由で「安全を脅かす存在」と判断され、排除の対象として設定されてしまう。

つづいて、防犯活動の第二の動向は、個人が防犯活動の主体となる「個人化」の動きである。ここでの個人化は「福祉国家以後の個人化」を意味する。

日本における福祉国家は、他国の福祉国家とは大きく異なり、性別役割分業に基づいた「家族福祉」と「企業福祉」に社会保障機能を代替させる特殊な形態であった。それゆえ、「福祉国家以後の個人化」とは、福祉国家から個人が離脱することではなく、「家族」や「企業」などの中間集団から個人が離脱することである。中間集団から離脱した個人は、受け皿となる中間集団が用意されておらず、結果的に市場原理を導入したサービスへ依存せざるをえない状況に陥る。

こうした「福祉国家以後の個人化」が進展した結果、防犯活動の領域においても個人化が進められている。今日では多くの人々が、地域コミュニティの保護を喪失し、自らの判断と自己負担で防犯活動を遂行しなければならない。このように、中間集団の保護を喪失した個人は、市場原理を前提とした「自由な自己決定」と「自己責任」を迫られ

ているのである。

防犯活動の個人化を象徴するのが、日本版ゲートッド・コミュニティである「セキュリティ・タウン」である。ドイツの社会学者フェルディナンド・テンニースが指摘しているように、ある目的を達成しようとする「選択意志」で結合した集団は、「ゲゼルシャフト」と呼ばれている。「安全な私的空間の構築」という「選択意志」によって結合した「セキュリティ・タウン」は、ゲゼルシャフト的要素が強いコミュニティである。セキュリティ・タウンや超高層住宅は、「私生活中心主義」と「理想郷」を結合させた「プライベートピア (privatopia)」と呼ぶことができる。

以上のように、「合理化」と「個人化」という二つの側面から防犯活動を考察した。両者の共通点を見出すならば、予期せぬものや価値観を異にする「他者」を排除した、「浄化された私的空間」を追求する点である。「他者」の排除は、「浄化された私的空間」と「他者が混在する空間」を分断化することであり、人々の行動原理は「私的関心」を重視している。すなわち、防犯活動の合理化と個人化が「他者の排除」に陥る要因は、防犯活動の原動力である「私的関心」に求めることができる。

第三章 防犯活動の合理化とリスク

第三章では、フランスの哲学者ミシェル・フーコーの権力論を補助線としながら、合理性を追求する防犯活動を考察するとともに、それが対象とする犯罪リスクを分析する。第三章の目的は、合理性を追求する防犯活動を考察することで、第一の分析概念となる「予測不可能なリスク」を導出することである。

近年、防犯活動に関する研究で関心を集めているのは、第一に、「規律権力」に対応した「個人の内面に介入する管理」であり、第二に、「統治権力」に対応した「個人の内面への介入を回避した管理」である。

フーコーが考察した規律権力は、個人の内面に介入することで効力を発揮する権力である。この規律権力に対応した「内面介入型」の管理は、具体的な個人を管理の対象とし、事後的な「治療・更正」という手法で介入する。それに対して統治権力は、集合体としての対象を確率論的に管理することで効力を発揮する権力である。この統治権力に対応した「内面回避型」の管理は、抽象的なデータを管理の対象とし、事前的な「予防・排除」という手法で介入する。

これら二つの管理を概観するならば、合理性を追求する防犯活動は、規律権力に対応した「内面介入型」の管理から、統治権力に対応した「内面回避型」の管理への移行と捉えることができる。しかし、統治権力の勢いが増したことは確かであるが、規律権力は消滅したわけではない。支配的な権力が、規律権力から統治権力へ移行することで、統治権力と規律権力の融合が進んでいるのである。

こうした統治権力と規律権力の融合を考慮すると、合理性を追求する防犯活動は、個人の内面に介入する「規律権力」と、集合体を統計的に処理する「統治権力」が接合さ

れた管理である。二つの管理手法を接合するのは、「犯罪の可能性を事前的に排除する」という目的に対する「合理性」である。防犯活動の合理化は、「安全」がいかなる価値を持つかを考慮せずに、「予防・排除」という目的に対して合理的な手段を選択することである。ドイツの社会学者マックス・ウェーバーの概念を借りるならば、ここでの合理化は「目的合理的行為」の追求を意味する。

それでは、合理性を追求する防犯活動は、いかなる犯罪リスクを対象としているのか。その対象となるのは、犯罪の原因が不透明であり、いつ遭遇するのか見当もつかない、「予測不可能なリスク」である。「予測不可能なリスク」として出現する犯罪は、日常と非日常、犯罪者と非犯罪者などを区分する境界が消失したことによる「不確実性」に起因する。こうした「予測不可能なリスク」に対処するため、合理性を追求する防犯活動は、あらゆる危険性を洗い出し、それらを排除する「警戒」と呼ばれる手法を採用している。

このように、合理性を追求する防犯活動では、「リスク」を排除すればするほど、「安全」に接近することができるという仮説が前提となっている。しかし、リスク社会の「新しいリスク」は予測不可能性が上昇しており、「安全」と「リスク」を明確に識別することができない。識別できないがゆえに、「安全」を脅かす「リスク」に対する人々の意識は敏感になる。かくして、リスク社会の防犯活動では、犯罪を誘発する「あらゆる可能性」を暫定的に「リスク」と設定し、それらを排除しようとする動きが加速するのである。

第四章 防犯活動の個人化とリスク

第四章では、イギリスの哲学者アイザイア・バーリンの自由をめぐる議論を補助線としながら、個人が主体となった「個人化された防犯活動」を考察するとともに、それが対象とする犯罪リスクを分析する。第四章の目的は、個人化された防犯活動を考察することで、第二の分析概念となる「自己の責任に帰せられるリスク」を導出することである。

われわれが直面している「福祉国家以後の個人化」の前提の一つは、多様な選択肢の中から個人が自律的に選択できる「自由な自己決定」である。しかし、バーリンの自由論を批判的に考察するならば、個人化が前提とする「形式上の自由な自己決定」と、個人化された個人が実際に保持する「事実上の自由な自己決定」は異なる。

その理由は、「事実上の自由な自己決定」が、個人の眼前に多様な選択肢が開かれていても、選択肢を行使する「自由の行使の条件」が整備されておらず、個人が望む選択肢をしばしば行使できない状況にあるからである。個人化による個人の解放は、たしかに多種多様な選択肢を個人に提示しているが、市場原理に基づいた選択肢の拡大であるため、個人が望む選択肢にアクセスできる人間を厳しく制限している。

このように、個人化により拡大された選択肢は、あくまで「可能性としての選択肢」

であり、必ずしも個人が「実現可能な選択肢」ではない。この意味で、個人化された個人が実際に保持する「事実上の自由な自己決定」では、「選択肢の拡大」という自由も、「自律的決定」という自由も、実現されていないのである。

こうした「形式上の自由な自己決定」と「事実上の自由な自己決定」が乖離した状況で発生しているのが、「自己の責任に帰せられるリスク」である。ドイツの社会学者ニクラス・ルーマンによれば、「リスク」と「危険」は異なる。損害が自己の選択の結果として、自らの責任に帰せられるものが「リスク」である。それに対して、損害が自己の責任とは無関係に、自己の外部に帰せられるものが「危険」である。

いまや「市民」は防犯活動の主体となることを迫られているが、「市民」が遭遇する犯罪は、過失を犯した「犯罪者」、あるいは警察に代表される「統制者」に、必ずしも損害の責任を帰せることができない。防犯活動の主体の一部を担う「市民」が遭遇する犯罪は、たとえ自己の意思決定に起因するものでなくても、「自己の責任に帰せられるリスク」として出現するのである。

このように、歪んだ形態で進展する個人化であるが、個人化された社会では、地域コミュニティのように「互酬」や「再分配」の原理が支配的なゲマインシャフト型のコミュニティは減少している。その一方で、セキュリティ・タウンのように市場を媒介とした、「交換」の原理が支配的なゲゼルシャフト型のコミュニティが台頭している。

こうした「安全」を目的としたゲゼルシャフト型のコミュニティにおいて、防犯活動の主体である個人は、防犯活動に熱心に勤しむという「自己実現」を介して、コミュニティに対する忠誠心を高めていく。イギリスの社会学者ニコラス・ローズによれば、コミュニティにおける「責任」と自己自身を管理する「自律性」を与えることで個人を管理する社会は、洗練されたネオリベラリズム、すなわち「アドヴァンスト・リベラリズム」と呼ばれている。ここで求められているのは、自己自身に帰せられる損害を回避するため、自己自身で自己を管理できる「強靱な主体」である。

今日の防犯コミュニティは、このようにゲゼルシャフト化が進んでいるが、「リスク管理」と「自己責任」が結合することで、コミュニティを分断する境界線が明確になるという問題が発生している。「交換」の原理が支配的なコミュニティでは、「交換」の原理に基づいて行動しない人間や市場からこぼれ落ちた人間は、やる気やモラルのない「弱者」であり、コミュニティの境界線の外側にいる「他者」として認識されてしまうのである。

第五章 リスク社会における犯罪不安

第五章では、不安の構造に着目した視角から、犯罪不安が発生する要因を考察する。リスク社会における防犯活動は、「犯罪リスクを排除しようとしても排除することができない」という問題に直面している。第五章の目的は、こうした「犯罪リスクを排除することができない」という問題が、犯罪不安を発生させる条件となっていることを明ら

かにする。具体的には、「予測不可能なリスク」と「自己の責任に帰せられるリスク」を排除できないという問題が、不安の構造的特徴と重なっていることを明らかにする。

はじめに、不安の特徴について考察する。不安の特徴は、恐怖と比較しながら、生物学、心理学、哲学の分野で考察されている。各論者の議論を要約するならば、恐怖は、自己とある特定の対象との関係から生じる「外因的現象」である。それに対して、不安は、特定の対象を持たず、自己の自己自身に対する関わりから生じる「内因的現象」である。このように、不安の第一の特徴は、特定の対象を持たない点であり、第二の特徴は、自己自身との関わりから発生する点である。

不安の二つの特徴が明らかになったところで、犯罪リスクを排除できないという問題との共通点を探る。

まずは、「予測不可能なリスク」を排除することできないという問題が、「特定の対象を持たない」という不安の第一の特徴と重なることを指摘する。

第一の犯罪リスクである「予測不可能なリスク」は、「ナイフで刺されるかもしれない」という明確な破局点とは異なり、破局点から遠く離れた未来に位置づけられる「犯罪の可能性」である。こうした「犯罪の可能性」を排除しようとするほど、「犯罪の可能性」は、「より小さな可能性」へと目が向けられるようになる。このように、「予測不可能なリスク」を排除することができないという問題は、「予測不可能なリスク」が「より小さな可能性」へと細分化され、その輪郭が不明瞭になること、すなわち、「予測不可能なリスク」が「特定の対象」と結びつかないことから発生している。

つぎに、「自己の責任に帰せられるリスク」を排除することができないという問題が、「自己自身との関わりから生じる」という不安の第二の特徴と重なることを指摘する。

第二の犯罪リスクである「自己の責任に帰せられるリスク」は、犯罪被害に遭遇することが「自由な自己決定の帰結」として出現することである。しかし、己の身に降りかかった犯罪被害が、「自由な自己決定の帰結」なのか否かを識別することは困難である。それゆえ、ひとたび犯罪被害に遭遇してしまえば、「自由な自己決定の帰結」として対応を迫られる。このように、「自己の責任に帰せられるリスク」を排除することができないという問題は、いかなる犯罪被害も「自由な自己決定の可能性」との関わりを断ち切れないこと、すなわち、「自己自身との関わり」から発生している。

以上のように、特定の対象と結びつかない「予測不可能なリスク」と、自己自身との関わりから発生する「自己の責任に帰せられるリスク」は、不安の構造的特徴と重なっており、不安を発生させる条件となっている。犯罪不安は、明確に対象を特定でき、自己とある特定の対象との関係から生じる「外因的現象」をリスク認知することで発生しているわけではない。対象が不明確で、自己の自己自身に対する関わりから生じる「内因的現象」として出現する「犯罪リスク」が、犯罪不安として発生しているのである。

本章では、存在論的不安に着目した視角から、犯罪不安が発生する要因を考察するための基礎作業として、存在論的不安の特徴も整理している。第一の特徴は、存在論的

不安が神や死に代表される「象徴（シンボル）」を起源とする点である。ここでの象徴は、自己を位置づける「未知なる第三者」の視点を意味する。第二の特徴は、存在論的不安が自己の有する可能性を露わにする点である。存在論的不安に着目した考察は次章で展開する。

第六章 「外部への道」から閉ざされた犯罪不安

第六章では、存在論的不安に着目した視角から犯罪不安が発生する要因を考察する。ここでは、「安心」を獲得することを目的とした防犯活動が、存在論的不安の起源となる象徴を弱体化させ、犯罪不安を刺激していることを明らかにする。

リスク社会における防犯活動の特徴は、防犯という目的からは逸脱し、「安心」を獲得することを目的としている点である。ここでの「安心」とは、意識せずに獲得できる「受動的安心」ではなく、意識的に獲得しなければならない「能動的安心」である。「能動的安心」を獲得するために防犯活動が自己充足化してしまう要因は、防犯活動の主体の「ナルシズム化」に求めることができる。

アメリカの社会学者リチャード・セネットは、自己の内面の確かさを実感するために、達成感を追求し続ける現代人を「ナルシスト」と呼んでいる。同じように、喪失した「受動的安心」の穴埋めをするために、防犯活動に伴う達成感を追求し続ける人々は「ナルシスト」である。こうした「ナルシスト」が主体となった防犯活動は、スケープゴートとなる対象を発見し、その対象を排除する達成感を求めれば求めるほど、防犯という目的からは逸脱し、「能動的安心」を求めて自己充足化していく。

それでは、「防犯活動の主体のナルシズム化」という現象は、存在論的不安をめぐる議論と、さらには犯罪不安が高まる動きといかなる関係にあるのか。

ここで焦点を当てるのは、存在論的不安の起源である「象徴」の機能である。第五章で考察したように、神や死に代表される象徴の機能の一つは、自己の有する可能性を露わにする点であった。

この象徴の機能について、「象徴財の贈与」という観点から考察したのは、イギリスの人類学者ブロニスロウ・カスパー・マリノフスキーである。マリノフスキーによれば、パプアニューギニアで行われている「クラ」と呼ばれる交易は、実用性のない象徴財を交換することが目的であった。しかし、贈与と返礼という形式で象徴財を円環運動させた結果、島々の間で多数の部族が交流するようになった。このように、象徴の機能の一つは、閉塞された自己やコミュニティに対して「外部への道」を提供することである。

こうした象徴の機能に着目するならば、リスク社会における防犯活動は、象徴を弱体化させる活動である。換言するならば、象徴の弱体化は、「自己を位置づける枠組み」となる他者が、「互酬の関係にある他者」から「交換の関係にある他者」へと変容することを意味している。

まず、「互酬の関係にある他者」とは、地域コミュニティの住民のように、お互いに贈与の対象となるような関係にある他者を意味する。「互酬の関係にある他者」の期待を内面化していると、顔見知りの近隣住人に加えて、彼らが所属する社会全般に対して信頼を抱くことができる。

それに対して、「交換の関係にある他者」は、セキュリティ・タウンの住民のように、働きに応じて与え、与えられるような関係にある他者を意味する。「交換の関係にある他者」の期待を中心に内面化していると、「交換」の関係にある「具体的な他者」に対してしか信頼を抱くことができない。「交換」の原理に基づいて行動しない人間は、コミュニティの境界線の外側にいる「他者」として排除されてしまう。

こうした「自己を位置づける枠組み」となる他者の変容は、アメリカの社会心理学者ジョージ・ハーバート・ミードの「一般化された他者」と呼ばれる概念を用いて説明することができる。「一般化された他者」とは、所属する共同体や社会の規範を代表する「他者の視線」である。他者の期待を取得すればするほど、内面化する「他者の視線」の抽象度は高まり、期待を取り入れることができる他者の領域が拡大する。「一般化された他者」を内面化した自己は、「抽象的な他者」によって位置づけられることで、他者に対する想像力、すなわち「外部への道」を獲得する。「外部への道」を提供する「一般化された他者」は、自己の内なる象徴といえよう。

しかし、贈与なき防犯活動により、「自己を位置づける枠組み」となる他者は、「互酬の関係にある他者」から「交換の関係にある他者」へと変容している。「互酬」の原理に基づいたクラを「開かれた活動」と位置づけるならば、「交換」の原理に基づいた防犯活動は「閉ざされた活動」である。閉ざされた防犯活動では、「自己を位置づける枠組み」となる他者が、顔の見える「具体的な他者」であり、内なる象徴である「一般化された他者」が具体化している。

以上のように、象徴の機能に焦点を絞るならば、リスク社会における犯罪不安は、存在論的不安と対照的な不安である。存在論的不安が象徴に接触することで発生するのに対して、リスク社会における犯罪不安は象徴が弱体化することで発生する。存在論的不安が自己の有する「外部への道」に直面することで発生するのに対して、リスク社会における犯罪不安は「外部への道」が塞がれることで発生する。

結語

結語では、閉塞した犯罪不安に対して、「外部への道」を創出するための防犯コミュニティを紹介する。

犯罪不安が発生する要因の一つは、「交換」の原理に基づいた人間関係が社会の大部分を占めることで、自己やコミュニティの「外部への道」が塞がれてしまったことである。こうした「交換」の原理が台頭する社会に対して、「互酬」の原理の重要性が指摘されている。『災害ユートピア』を執筆したレベッカ・ソルニットによれば、大地震、

テロ、ハリケーンなどの大災害の直後に出現するのは、利己的な人間による「万人の万人に対する闘争」ではなく、利他的な人間による「相互扶助」のコミュニティである。

しかし、災害時のコミュニティとは異なり、日常に即したコミュニティで、ある一つの原理が突出してしまうと、仮にそれが「互酬」の原理であっても、コミュニティの結束力が強化され、その結果として排他的なコミュニティが形成されてしまう。「他者」に対して開かれた「外部への道」を創出するためには、「互酬」の原理が適度に導入された、結束力の弱い結びつきが理想的であるといえよう。

こうしたコミュニティの具体例として、全国で 100 以上の組織が展開されている「わんわんパトロール隊」を紹介する。

わんわんパトロール隊の主な活動は、腕章を装着しながら愛犬と散歩をすることだけである。その最大の特徴は、「愛犬と散歩をする」という日常的な行為に限定されているため、「排除する主体」と「排除される対象」という二項対立図式を前提としていない点である。街ですれ違う人々に対して、「見知らぬ他者」という関係を維持したまま、「見知らぬ他者」としてすれ違う。ここでの「見知らぬ他者」は、排除すべき「他者」ではない。それゆえ、「他者」を排除することで達成感を獲得するのではなく、多種多様な「他者」と街ですれ違い、「他者」と一緒に愛犬と散歩をすることで達成感を獲得する。わんわんパトロール隊の活動は、自己充足的に「安心」を獲得する活動でありながら、「他者」に対して開かれた「外部への道」を創出する活動でもある。

このように、「愛犬と散歩をする」という一見すると防犯とは無関係な行為が、実用性のない品物を交換するクラ交易のように、普段は接点のない「他者」との結びつきを生み出し、「環」を形成している。愛犬を紐帯とした個人レベルの緩やかな結びつきは、「互酬」の原理が適度に導入された、弱い紐帯のコミュニティである。こうしたコミュニティのなかでこそ、「互酬」の原理が機能し、誰もが「与える側」と「受け取る側」の両方であるという関係が構築される。

わんわんパトロール隊のような「開かれたコミュニティ」は、何者かに見守られているという「受動的安心」を再構築するための「はじめての一步」となる可能性を秘めているといえよう。